

令和四年第五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年三月九日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和四年第四回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案五件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一と日程第二を併せて上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第一 議案第十一号 世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

日程第二 議案第十二号 世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第十一号と議案第十二号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育総務部長 それでは、議案第十一号から議案第十二号までの二件を一括して御説明申し上げます。

これら規則は、いずれも令和四年四月一日付で行われる教育委員会事務局を含む世田谷区の組織改正に伴い、規則を改正する必要があるものでございます。

まず、議案第十一号、世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する

規則です。

本規則は、組織改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

新旧対照表の一八分の一二ページをお開きください。改正後欄、変更箇所は下線を引いてございます。乳幼児教育・保育支援課内に、新たに「乳幼児教育担当係長」を設置いたします。職務内容については、「乳幼児教育・保育施策の推進及び幼稚園・保育所等との連携に関すること。」となります。

議案第十一号については以上でございます。

次に、議案第十二号、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

本規則は、区長部局の組織改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表の一分の八ページをご覧ください。「子ども・若者部若者支援担当課長」を「子ども・若者支援課長」に改正を行うものです。

議案第十二号については以上でございます。

これらの組織改正に伴う規則等の改正につきましては、令和四年四月一日からの施行としております。

説明は以上となります。議案第十一号及び議案第十二号の二件につきまして、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十一号と議案第十二号の二件について、一括して採決することといたします。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

議案第十一号と議案第十二号の二件を原案どおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第十一号と議案第十二号の二件を原案どおり承認することといたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第三 議案第十三号 世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

○渡部教育長 議案第十三号につきまして、知久教育総務部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育総務部長 議案第十三号、世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱について御説明申し上げます。

本件は、世田谷区子ども条例に基づきまして、区長と教育委員会双方の附属機関として、世田谷区子どもの人権擁護委員を設置することに係り、現在の子どもの人権擁護委員のうち二名の委員について、任期が今年の三月三十一日に満了となることから、提案するものでございます。

一枚おめくりください。今回の委嘱対象者の職歴等を記載した資料がございます。今回お諮りいたしますのは、月田みづえ氏、半田勝久氏でございます。両委員につきましては、平成二十五年度より子どもの人権擁護委員を委嘱しております。

月田氏につきましては、昭和女子大学名誉教授で、児童や家庭に対する支援、児童家庭福祉制度などを専門としており、これまで社会福祉法人世田谷ボランティア協会常任理事などを担われ、児童福祉に関する様々な活動を行っていらっしやる方でございます。

次に、半田氏につきましては、日本体育大学体育学部准教授で、教育制度学、教育法学、情報科学などを専門としており、NPO法人子どもの権利条約総合研究所の事務局次長なども担われ、子どもの権利に関する全国的な普及啓発活動などを行っていらっしゃる方でございます。

両委員は再任されますと、十年目となることから、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱の規定「委員の在任期間は、連続して十年を超えないものとする。」に基づき、任期は令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの一年間といたします。

なお、本委嘱につきましても、教育委員会での議決と合わせ、区長部局での決定により正式決定となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第十三号、世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第四 議案第十四号 世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱

○渡部教育長 議案第十四号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第十四号、世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱につきまして御説明いたします。

本件は、文化財保護審議会委員の任期が令和四年三月十三日に満了することに伴い、次期委員の委嘱を必要とするため、世田谷区文化財保護条例第五十五条の規定に基づき御提案し、御審議をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、二枚目の資料を御覧ください。1の委嘱対象者として、委員には建築、考古、民俗、美術、歴史などの分野から、文化財に関して広く、かつ高い識見を有する記載の方々をお願いしたいと考えております。

2の任期は令和四年三月十四日から令和六年三月十三日までの二年間になります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第十四号、世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔堤調整係長朗読〕

日程第五 議案第十五号 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第十五号につきまして、内田生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○内田生涯学習部長 それでは、議案第十五号、世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則につきまして御説明いたします。

本件は、令和四年四月一日から、世田谷区立烏山図書館及び下馬図書館に指定管理者制度を導入するに当たって、両図書館の休館日及び開館時間の規定を改める必要があるため御提案し、御審議をお願いするものでございます。

主な改正内容についてですが、まず資料の最後に添付の規則新旧対照表の四分の二ページを御覧ください。下馬図書館の休館日につきましては、第三条第二項に規定する、月曜日休館の地域図書館から除き、同条第三項に規定する月曜日に開館する地域図書館に加え、館内整理日を毎月の第二木曜日といたします。なお、烏山図書館の休館日につきましては、変更はありません。

次に、四分の三ページを御覧ください。下馬図書館の開館時間につきまして、第四条第四項として新たに規定を加え、「午前九時から午後七時までとする。ただし、一月四日及び十二月二十八日は、午前九時から午後五時までとする。」としております。烏山図書館の開館時間につきましては、第四条第三項の規定から除き、同条第五項に改めた規定に加え、午前九時から午後九時までとし、開館時間を拡大しております。

なお、本規則は令和四年四月一日からの施行となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたらどうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十五号、世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和三年度世田谷区立小・中学校退職教育管理職感謝状贈呈式の実施について、本件に関して、毛利教育指導課長より説明をお願いいたします。

○毛利教育指導課長 では、私からは、令和三年度世田谷区立小・中学校退職教育管理職感謝状贈呈式の実施について御説明いたします。資料を御覧ください。

まず、1の目的ですが、今年度末をもって退職となる世田谷区立小・中学校の教育管理職に対しまして、多年にわたり、世田谷区の学校教育の向上に尽力し、教育行政の進展に貢献したことに感謝の意を表しまして、感謝状を贈呈するものでございます。

2の対象者ですが、令和四年三月三十一日付で退職する区立学校の校長、副校長でございます。ただし、定年退職後に管理職として再任用される方や、再任用を継続する方は今年度の対象といたしません。

3、実施内容でございます。三月三十一日木曜日午後二時半から区議会大会議室におきまして、記載の内容のとおり実施する予定でございます。

4の出席予定者でございますが、(1)区長部局からは区長が、(2)教育委員会からは教育長と記載の幹部職員等が参加する予定であります。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和四年度転入教職員研修会の実施について、本件に関して、毛利教育

指導課長より説明をお願いします。

○毛利教育指導課長 では、令和四年度転入教職員研修会の実施について御説明いたします。資料を御覧ください。

まず、1の目的ですが、転入教職員が世田谷区のエ育施策を理解し、帰属意識を高めることで、より地域に密着した学校教育の充実を図るものでございます。

2の対象者ですが、他の区市町村から転入する小・中学校教員、栄養士、事務職員でございます。

3の対象予定者数ですが、約二百名となっております。

4の実施方法でございますが、四月四月曜日、午後二時十五分から玉川せらぎホールにおきまして、記載の内容のとおり実施する予定です。

出席予定者につきましては、教育長と記載の幹部職員が参加する予定であります。

また、来賓者として、小学校長会会長と中学校長会会長でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)学年末・学年始めにおける生活指導について、本件に関して、塚本学校経営・教育支援担当副参事より説明をお願いします。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、学年末・学年始めにおける生活指導につきまして、区立幼稚園の園長、小・中学校の校長宛てに指導の徹底を図るように通知したものでございます。この通知は、東京都の通知を踏まえながら、春季休業中を挟んだ学年末及び学年初めにおける幼

児、児童・生徒への安全指導や校内体制の整備等について指導すべき内容を記載しております。

学年末、学年初めは、児童・生徒等にとって新しい学年、学校への進級、進学等への心の準備をする重要な時期となります。今年度は感染症が長期化し、不安や悩みを抱える児童・生徒の増加が懸念されるため、引き続き児童・生徒の心のケアや福祉等関係機関との連携した家庭への支援が必要であるため、丁寧な指導を求めるものです。

内容について、特に下線を引いている重点事項を中心にこの後御説明いたします。一枚おめくりください。

一ページ目の1の(1)自殺の防止を御覧ください。長期休業明けは子どもの自殺が増える傾向があることと、令和二年、三年と、児童・生徒の自殺者数が増えている状況を踏まえ、自殺の危険因子となる状況がないかを留意するとともに、悩みを抱えたときには助けを求めることの大切さ等について繰り返し指導することを記載しております。

続いて、一ページおめくりください。二ページ目の中段、イ、スマートフォン等やインターネット利用に関わる指導の徹底を御覧ください。過度なタブレット端末等の使用について十分に注意を喚起し、適切な利用の仕方を伝えるとともに、事件や事故の被害者、加害者にならないための指導をすることを記載しております。

続いて、三ページの(3)「いじめ」の防止を御覧ください。いじめ防止のためだけでなく、子どもの心を育み、成長を促すためには、意識的に子どものよさや成長を見つけ、子ども一人ひとりに直接よさを伝えるなど、自己肯定感を高める取組みを強化すること。また、子どもたちから発信されるサインを見逃さないこと。また、いじめを認知した場合は、学校組織として早期対応に努めること、そのためには、日頃からいじめに対する教員自身や自校の課題や解決

策を明確にする必要があります。インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、適切な利用について指導するとともに、他者を傷つけ、いじめとなるような発言を行わないよう指導することについて記載しております。また、ワクチン接種を受ける、または受けないことによつていじめが起きることのないよう、指導することを求めるものです。

一ページめくつて、四ページ、(4)、ア、交通事故などの防止について指導するを御覧ください。交通事故防止については、具体的な場面を示して指導を行うとともに、自転車やキックボードの走行の仕方によつては、ときには加害者になり、大きな損害賠償を負う可能性があることや、交通事故の危険性や起きたときの通報や対応等について発達段階を踏まえた指導の徹底を行うことを記載しております。

続きまして、五ページ、(5)大人への相談を御覧ください。一ページ目でも触れておりますが、困ったときには身近な大人だけではなく、警察等の外部機関への相談もちゅうちょしないよう指導することを記載しております。

その下の2の(1)児童・生徒等の状況把握及び支援を御覧ください。六ページ目にまたがって説明いたします。悩みを抱える児童・生徒や不登校傾向の児童・生徒については、教員間や学校間で情報共有をし、必要に応じて家庭訪問を実施するなど、保護者等と連携して、児童・生徒の様子を定期的に確認すること。また、連絡にはタブレット端末等を活用するなど、一人ひとりの問題に則した対策を立て、指導の充実を図ることを記載しております。

六ページ、(2)児童虐待への対応を御覧ください。児童・生徒の生命や心身を守る観点から、児童虐待を発見した場合には、速やかに子ども家庭支援センターや児童相談所等に通告するなど、関係機関等と定期的に連絡、相談を行うなどの体制を整えることを記載しております。

続きまして、七ページ、(4)部活動等における重大事故の防止を御覧ください

い。引き続き、ガイドライン等を踏まえた適切な指導を求めることを記載しております。

主な点は以上でございます。本通知は既に各学校に送付しておりますが、今後、校長会において具体的に注意喚起をいたします。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○亀田委員 この通知は毎学期ごとに出されているかと思っております、必要な内容が盛り込まれているとは思いつつ、八ページにわたって、文章量が多いため、多くの学校の先生は、多分これが回ってきててもほとんど御覧にならないのではないかと思います。なので、伝えるほうとしては伝えるべき内容を書かれていると思うのですけれども、受け取る側はこれを果たして読むかという観点からすると、例えば、一番伝えたいことだけ別紙で一枚紙にするとか、本当に伝えたい内容が、特に生徒指導担当の先生に伝わるような工夫が必要なのではないかと思えます。特に、これは毎年、何回も同じようなことをやっているのです、だんだんみんな慣れてくるのではないかと思えます。

○塚本教育政策部副参事（学校経営・教育支援担当） おっしゃるとおりではあるのですが、毎回このような通知を出させていただいております。ただ、私が説明した中での、特にこの下線を引いているところを校長会等ではぜひ学校で周知してほしいということをお願いしておりますが、別の紙で一枚お伝えするということのも一つの策かなと思えますので、今後は検討していきたいと思えます。

○亀田委員 一枚紙をつけることにこだわっているわけではない、伝えるべき相手に情報が伝わっているかどうかということだと思いますので、検討していただけるようお願いいたします。

○渡部教育長 それでは検討をお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(4)新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について、本件に関して、安藤教育総務課長より説明をお願いします。

○安藤教育総務課長 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会事務局の対応について御説明いたします。

1、区立小・中学校における通常授業とオンライン学習の選択制についてです。学級閉鎖数が減少傾向にあることや、学年末の教育活動等を進めるため、三月七日より通常授業を基本としています。ただし、自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、引き続きオンラインでの授業参加を保障していきます。

2、区立幼稚園について。小・中学校に準じて、三月七日より、通常登園としております。

3、宿泊行事について。子どもたちにとって貴重な体験の機会であることを踏まえ、行事前の抗原定性検査を活用しつつ、参加の意思確認を再度行い、教育委員会と学校が連携し、実施について判断することとしております。やむを得ず中止をする場合は、これまでと同様に、中止に伴うキャンセル料を公費負担により対応いたします。

4、区立小・中学校での感染発生状況は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(5)その他の連絡事項等はございませんか。

○亀田委員 今日の配付資料で、この「『せたキャン』でみつけよう!」とい

うのが配られていまして、とてもすばらしい取組みだなと思っております。調整計画の検討の際にも申し上げたように、大学生の方々に学校に関わっていたくというのは、お子さんにとっても教育効果が高いと思います。したがって、今後もどのようにすればより多くの学生の方が適切に学校に入っていたいただけるか、さらに工夫を重ねていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長　ほかはございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長　それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料の御準備をお願いします。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することを決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、現在臨席している事務局職員に引き続き御出席願います。

それでは、速記者は、御退席をお願いします。

午前十時二十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十七分非公開の会議終了

○渡部教育長 次回の教育委員会は三月二十五日金曜日午後一時三十分から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時四十八分閉会